

稅務基本方針

第1 県税を取り巻く環境

1 経済情勢の県税への影響とこれまでの取組

地方分権の推進に伴い平成19年に国から地方へ税源移譲が行われ、本県の税収は平成19年度にこれまでで最高の1,738億円となった。しかしながら、平成20年に発生したリーマンショックの影響が本県にも及び、平成21年度からの5年間の県税収は1,300億円台にまで落ち込んだ。

その後1,600億円近くまで税収が回復してきた中、平成28年熊本地震の発生に伴い一時的に県税収は落ち込んだが、地震後の復興需要により平成29年度は1,693億円と平成19年度に匹敵する税収となった。

復興需要の落ち着いたに伴い税収は漸減したが、令和2年度は地方消費税の税率引き上げに伴う増収等により、当初は前年度を上回る1,621億円を見込んでいた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、最終見込みは当初を107億円下回る1,504億円となった。

その間、滞納繰越額については、平成19年度には55億円と過去最悪となったため、その大半を占める個人県民税の滞納繰越額40億円の圧縮を目指し、市町村と連携して強力に滞納整理に取り組んだ結果、令和元年度の滞納繰越額は20億円弱（うち個人県民税14億円弱）と、大幅に改善されている。

なお、令和3年度の税収については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による企業収益の悪化や消費の低迷等により、個人県民税、法人県民税・事業税、地方消費税等の減収が見込まれることから、令和2年度当初予算額を154億円下回る1,467億円と見込んでいる。

2 県財政と県税収の状況

県の貯金にあたる財政調整用4基金の残高は、熊本地震への対応のため平成28年度6月補正予算編成後に一時的に枯渇したものの、令和元年度当初予算においては84億円を確保していた。しかしながら、令和2年7月豪雨災害に対応するため、令和2年度9月補正予算後には再び枯渇している。

令和3年度当初予算においては、「平成28年熊本地震」、「令和2年7月豪雨」、「新型コロナウイルス感染症」の3つの大きな課題への対応が求められる中、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え「新しいくまもと」を創造することを目指した予算編成が行われた。

予算額は前年度を667億円上回る8,651億円となる一方、予算編成の過程で真に必要な事業への選択と集中が行われるとともに、一般行政経費や投資的経費へのシーリング設定が行われたことなどにより、財政調整用4基金は56億円が確保されている。

このような中で、県税は歳入の2割弱を占める貴重な自主財源であり、税収確保の重要性はますます高まっている。

第2 税務行政における課題

1 信頼性の高い税務行政の確立

税務職員は、県税の役割とその重要性を十分認識し、税収の確保に取り組むとともに、適正かつ公平な賦課徴収による信頼される税務行政の推進に努め、業務の遂行に当たっては、県民全体の奉仕者としての自覚と誇りを持ち、県民の負託に応えなければならない。

そのため、これまで継続的に職員の能力及び意識の向上に取り組んできたが、事務処理や窓口収納業務における税務危機事案は依然として数多く発生しているため、今後も更なる事務管理の徹底に努め、各種研修等を通じた能力向上、税務職員としての意識の醸成を図り、信頼性の高い税務行政を確立していく必要がある。

2 適正かつ公平な賦課徴収の実現

適正かつ公正な税務行政を推進するため、課税漏れ、課税ミス、課税遅れののないよう適正課税に取り組むとともに、納期内納付率の向上や早期の滞納整理・処分の徹底を図る必要がある。

併せて、納税環境の整備及び納税者の納税意識の啓発・醸成に取り組み、自主納税の促進を図る必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害や熊本地震により影響を受けた納税者に対しては、生活再建への配慮等、個々の納税者の実情に即した対応が求められる。

3 専門性の向上と人材育成

本県では、業務に対する専門性を維持・向上させるため、平成23年度から業務集約を図り、組織体制を整えてきたところであるが、蓄積された知識・ノウハウ等を持つ経験豊富な職員が減少していく中、職員一人ひとりの業務に対する専門知識を向上させるため、OJTを含めた研修制度の充実を図る必要がある。

また、各業務の専門性が年々深化する一方で、幅広い知識を持った職員が育ちにくくなってきており、将来の管理監督者（課長・班長）として豊富な知識・ノウハウ等を有する人材の育成が必要である。

さらに、税行政においては、どうしても苦情やトラブルが発生するが、その際に、迅速かつ的確に対応するため、組織で対応する体制づくりが必要となる。

第3 基本方針

1 信頼性の高い税務行政の確立

(1) 計画的な事務執行

税務運営の確実な執行を図るため、具体的な目標を掲げた事務執行計画を策定し、県民サービスを維持しつつ、業務の効率化を図る。

(2) 事務管理の徹底

賦課徴収業務における事故等を未然に防止するため、内部チェックを徹底する。事故等が発生した場合は、迅速かつ適正に対応するとともに、全ての所属で事故等に係る情報を共有し、再発を防止する。

(3) 公金の適切な管理の徹底

県民等から託された県政の貴重な運営資金である県税を扱う立場として、より厳し

い公務員倫理の確立と服務規律の確保に努める。

特に管理監督者においては所属職員の金銭に対する公私峻別の意識徹底を図り、公金の適切な管理を行う。

(4) 個人情報の適切な管理の徹底

県税事務においては、これまでも個人情報の取扱いについて細心の注意を払ってきたところであるが、マイナンバーカードの普及拡大を踏まえ、改めて特定個人情報を含めた個人情報の取扱いに注意し、より一層適切な管理を行う。

2 適正かつ公平な賦課徴収の実現

(1) 適正課税の徹底及び的確な調査・指導の実施

課税及び減免等に係る関係法令の正確な適用と、適時・的確な調査及び指導により、不適正な申告の確実な是正及び脱税事案等の発生防止に努める。

(2) 早期の滞納整理・処分の徹底

期限内の自主的納付の実現に引き続き取り組むとともに、期限内に納付を行わない納税者に対しては、迅速な滞納整理・処分等により確実に納税義務を履行させる。

(3) 納税者の利便性の確保

平成29年4月のクレジットカードによる納付、令和元年度のモバイルレジ・Pay Bによる納付の導入に加え、令和3年度からPay Pay・LINE Payによる納付を導入したところ。引き続き、納税者の利便性向上のため、納付方法の拡大等の検討を行っていく。

(4) 税務広報、租税教育の推進

県税に関する理解を深めることを通じて納税意識の高揚を図るため、各種媒体を通じて広報活動を行うとともに、法令や事務手続について納税者に分かりやすく的確に周知する。

また、幼少期や若年期から納税意識を醸成するため、租税知識の普及に主眼を置いた教育活動に取り組む。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者並びに令和2年7月豪雨災害及び熊本地震の被災者への適切な対応

個々の納税者の生活状況を的確に把握し、納税緩和措置を適用するなど、納税者の生活や事業再建に向け、適切に対応する。

併せて、令和2年7月豪雨災害による被災市町村の税務事務に対して必要な支援を行う。

3 専門性の向上と人材の育成

(1) 研修制度の充実

熊本県税務職員等研修実施要綱に基づき、各職場におけるOJTを含めた計画的な職場研修や、本庁による集合研修・派遣研修を実施する。

(2) 人材の育成

収税業務、課税業務、特定の税目に偏ることのない人事ローテーションに取り組む。

(3) 組織連携の強化

組織で仕事をする職場づくりや、苦情やトラブルに対して組織で対応する体制づくりに取り組む。